

事務連絡  
平成25年12月10日

各都道府県衛生主管部（局）  
新型インフルエンザ対策担当課御中

厚生労働省健康局結核感染症課  
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の登録について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示及び特定接種（医療分野）の登録要領について」（平成25年12月10日健発1210第1号厚生労働省健康局長通知）によりお示したところです。

また、別添1「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」、別添2「特定接種（医療分野）の登録Q&A」及び別添3「特定接種登録申請書の集計方法について」を定めました。これらの特定接種登録申請書など登録に係る資料は、以下の厚生労働省ホームページにおいて公表しております。

これらを御参照の上、都道府県におかれましては、管内の政令市（保健所設置市）や特別区、関係機関等との連携を図りながら、取りまとめていただき、下記のとおり、提出をお願いします。

#### 記

#### 1. 提出期限

病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション及び助産所  
平成26年3月20日まで

#### 2. 提出先

厚生労働省結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室  
SARSOPC@mhlw.go.jp までE-mailにて御提出ください。

#### 3. 提出物

別添3「特定接種登録申請書の集計方法について」に従って取りまとめた登録一覧表

#### 4. 留意事項

提出期限については、都道府県等の御意見を踏まえ定めたものとなっております

す。なお、この期限に間に合わなかった場合は、平成 26 年度中に Web を利用した登録が開始される予定なので、このシステムを利用して登録申請することができます。

上記の登録に係る資料については、以下のリンク先に掲載しますので、御活用ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/tokutei-sesshu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/tokutei-sesshu.html)

## 特定接種登録申請書の記載に関する手引き

省各庁の長、地方公共団体の場合は、都道府県知事、市区町村長。

全角文字を用いること。氏名の間にはスペースは不要であること。  
ふりがなも、平仮名で全角文字を用いて記載し、氏名の間にはスペースは不要であること。

(所在地)

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字で記載する。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号、電話番号及びFAX番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) 〒470-3231 TEL03-1111-2222

(E-mailアドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

## 2 事業所情報

(設立区分)

登録する事業所の設立主体をリストから選択すること。

① 民間 ② 国 ③ 都道府県 ④ 市区町村

特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人については、その職員は公務員としての身分を与えられているため、特定独立行政法人については②国、特定地方独立行政法人については、その設立団体に依り③都道府県又は④市区町村を選択すること。なお、上記以外の独立行政法人及び地方独立行政法人については①民間を選択すること。

また、指定管理者制度導入の公設医療機関については、③都道府県又は④市区町村を選択し、登録対象業務の従業者数については、全職員を外部事業者の従業者として登録すること。

(施設区分)

(代表者の氏名)

申請事業者の開設者(代表者)名を記載する(理事長、代表取締役等。国の場合は、各

本手引きは、特定接種(医療分野)の登録要領(健発1210第1号平成25年12月10日付け厚生労働省健康局長通知。以下「登録要領」という。)に基づき、医療提供事業を行う事業者の登録申請書の記載に係る留意事項等について定めるものである。

なお、本手引きで用いている略語(例えば、「医療提供事業」など。)については、登録要領において定義している場合があるので、登録申請書を記載するに当たっては、本手引きと併せて登録要領も参照されたい。さらに、本手引きの別紙として記載例を示したので参照されたい。

登録申請書(Excelファイル)のファイル名は、事業者名の略称、事業所名の略称及び申請年月日とし、途中でスペースは空けないこと。

(例) 緑風会インフル診療所20131202

登録申請書には2つのシート(「申請書」及び「データシート」)があるが、このうち、「申請書」シートに記入すること。

登録申請書は記載内容を自動集計できるようプログラムされているため、シート名の変更、行・列の挿入・削除など様式的変更は絶対に行わないこと。

登録申請書は、Microsoft Excel2003以降のバージョンを使用すること。

## 1 申請者(事業者)情報

(申請年月日)

和暦かつ半角数字で記載する。平成の文字は削除しないこと。途中でスペースは空けないこと。

(事業者名)

法人名、商号については、開設届等と一致させること。法人種別については株式会社○、公益財団法人△△など、省略せず記載すること。(株)や(公財)は用いない。

なお、国が開設している場合は、開設した省庁名、地方公共団体が開設している場合は、都道府県名、市区町村名を記載する。

また、公設医療機関において、指定管理者制度により運営を行っている場合は、事業者名には地方公共団体名を記載し、事業所名に医療機関名を記載すること。

全角文字を用いること。振り仮名も、平仮名で全角文字を用いて記載し、途中でスペースは空けないこと。

申請事業所の事業の種類について、リストから①又は②いずれかを選択する。

なお、両方の事業の種類に該当する事業所は、①新型コロナウイルスエンザ等医療提供を行う事業として登録申請する。

① 新型コロナウイルスエンザ等医療提供を行う事業 ② 重大緊急医療提供を行う事業

(1) 新型コロナウイルスエンザ等医療提供を行う事業

(病院・診療所)

登録対象者は、新型コロナウイルスエンザ等の患者又は新型コロナウイルスエンザ等にり患している者と疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型コロナウイルスエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションにおいて、新型コロナウイルスエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）とする。

具体的には、新型コロナウイルスエンザ等の診察、検査、治療、入院等に従事する医療従事者や、新型コロナウイルスエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である事務職員等（多数の新型コロナウイルスエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等。新型コロナウイルスエンザ等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではない。）を登録対象者とする。

ただし、新型コロナウイルスエンザ等にり患している患者に、新型コロナウイルスエンザ等の診断、治療等以外の医療（例えば、心筋梗塞や脳内障の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

なお、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員であっても、新型コロナウイルスエンザ等の発生時に、新型コロナウイルスエンザ等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象とする。

(歯科診療所)

病院において、新型コロナウイルスエンザ等にり患し人工呼吸器を装着する患者等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）をチーム医療として実施する歯科医師、歯科衛生士等を登録対象とする。そのため、病院と連携して当該医療を実施する歯科診療所の歯科医師、歯科衛生士等についても、登録対象とする。

新型コロナウイルスエンザ等にり患している患者に、上記の新型コロナウイルスエンザ等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはならない。

(薬局)

薬局における登録対象者は、処方箋に基づいて新型コロナウイルスエンザ等の治療のための医薬品の調剤業務等を行う薬剤師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要な

登録する事業所の施設区分はリストから選択する。

① 病院 ② 診療所（歯科を除く） ③ 歯科診療所 ④ 薬局 ⑤ 訪問看護ステーション ⑥ 助産所

(歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名)

新型コロナウイルスエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、原則的に、3(1)「歯科診療所」の項目に該当する歯科診療所として各郡市区歯科医師会の推薦を得て登録申請を行うこととしている。このため、この欄には登録申請する歯科診療所が所属する郡市区歯科医師会名を全角文字で記載すること。郡市区歯科医師会に所属していない場合は、空欄で差し支えない。

(事業所名)

医療機関名、施設名、支店名等を記載する。(事業者名と同一でも可。)

全角文字を用いて記載すること。

(例) ○○病院、○○クリニック、○○薬局○○支店

(所在地)

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字を用いて記載すること。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号、電話番号及びFAX番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) 〒470-3231 1e03-1111-2222

(E-mail アドレス)

新型コロナウイルスエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えない。半角英数字を用いて記載すること。

3 事業の種類及び登録対象業務の従業者について

(事業の種類)

#### 4 登録対象業務の従業者数の記載方法

登録対象業務の従業者数については、申請事業者に所属の従業者数と外部事業者に所属の従業者数とを分けて記載する。

(登録対象業務の従業者数)

Excel シートでの登録の場合、「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」を合計した人数が挿入される。自動計算されるため、記載は不要であること。

紙での登録の場合のみ「うち申請事業所の従業者数」と「うち外部事業者の従業者数」

を合計した値を記載すること。

(うち申請事業所の従業者数)

常勤換算し、整数(小数点以下は切り上げる)で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(うち外部事業者の従業者数)

常勤換算し、整数(小数点以下は切り上げる)で記載すること。半角数字を用いて記載すること。

(公設医療機関)

以下の例にならない、記載すること。

① 外部事業者を活用していない場合(全従業者が公務員の場合)

登録対象業務の従業者数 : A人

うち申請事業者の従業者数 : A人

うち外部事業者の従業者数 : 0人

② 外部事業者を活用している場合(公務員に加え、外部事業者の従業者が従事している場合)

登録対象業務の従業者数 : B+C人

うち申請事業者の従業者数 : B人

うち外部事業者の従業者数 : C人

③ 指定管理者制度を活用している場合(公務員がいない場合)

登録対象業務の従業者数 : A人

うち申請事業者の従業者数 : 0人

うち外部事業者の従業者数 : A人

不可欠である事務職員等(多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員等)とする。

なお、本医療の提供の業務を行う事業者の登録においては、調剤業務を行っていない薬局及びドラッグストアの従業者は登録対象とはしない。また、薬局に勤務する者であっても、一般用医薬品や日用品のみの販売等、新型インフルエンザ等治療に係る医薬品の調剤業務等に従事しない者は、登録対象とはならない。

(訪問看護ステーション)

訪問看護ステーションにおける登録対象者は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等々に患っていると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、医師の指示の下、居宅等において新型インフルエンザの診療の補助業務等を行う看護師や、当該業務に直接関与し、かつ、当該業務の継続に必要不可欠な看護補助者、事務職員等とする。

なお、定期巡回・随時対応訪問介護看護や在宅型サービスの従業者についても、訪問看護として上記に該当すれば、登録対象とする。

(2) 重大緊急医療提供を行う事業

登録要領別添1の表において、重大緊急医療提供を行う事業に係る事業の種類の詳細欄に該当する医療機関及び助産所において、対象業務の欄に該当する有資格者を登録対象とする。

(常勤換算)

常勤換算した従業者数とは、以下の人数を合算したものをいう。

① 新型インフルエンザ等の発生時に所定勤務時間(※)を基本的に登録対象業務に従事することが想定されている者(以下「常勤者」という。)の人数

② 所定勤務時間の一部を登録対象業務に従事する者が、当該事業所において1週間に登録対象業務に従事する延べ時間を所定勤務時間で除した数字に対象者の人数を掛けた人数(複数の勤務形態がある場合はそれぞれを合算し、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げるものとする。)

※ 所定勤務時間: 事業所において定められている1週間の勤務時間

(例) 週3日午前に勤務する医師が5人、週2日午後に勤務する看護師が10人の場合

勤務する病院における常勤者の通常の労働時間(所定勤務時間)が週40時間で、午前の勤務時間を9時から12時までの3時間、午後の勤務時間を13時から18時までの5時間と仮定した場合、3時間/日×3日÷40時間×5(人)+5時間/日×2日÷40時間×10(人)=1.125(人)+2.5(人)=3.625(人)となり、これを小数点以下で切り上げ、4(人)が上記②に該当する従業者数となる。

当該登録事業者における特定接種の接種対象者数の連絡などに使用するため、平時から業務に使用しているものを登録すること。なお、緊急時に確実に連絡が取れるのであれば、代表者の携帯電話の E-mail アドレスなどでも良い。半角英数字を用いて記載すること。

## 5 業務継続計画

業務継続計画※(診療継続計画)を作成している場合は「業務継続計画を作成していること」と「欄で「○」を選択すること。なお、業務継続計画を作成していない場合は登録の対象とはならない。

※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「業務継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

## 6 接種実施医療機関

病院及び診療所(歯科を除く。)が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。

(覚書)

歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、登録要領別添3のとおり覚書の様式を示すので、適宜活用されたい。

(医療機関名)

覚書を取り交わした医療機関名を全角文字を用いて記載すること。

(例) ○○病院

(所在地)

都道府県はリストから選択する。

市区町村以下は、全角文字を用いて記載する。

開設届等と一致させること。また建物名等がある場合は、記載すること。

(例) ○○市○○町1丁目2番地3号 ○○ビル4階

(郵便番号、電話番号及びFAX番号)

半角数字及びハイフンを用いる。括弧は用いない。電話番号及びFAX番号は、市外局番から記載すること。なおFAXがない場合は、空欄で差し支えない。

(例) 〒470-3231 Tel.03-1111-2222

(E-mail アドレス)

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部での決定を受け、特定接種の総枠及び

特定接種（医療分野）の登録Q&A

登録対象の考え方

新型コロナウイルス等医療  
病院・診療所

問1. 新型コロナウイルス等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、業務師、窓口事務職員等）とは、具体的にはどのような業務に従事する者ですか。

(答) 新型コロナウイルス等の診察、検査、治療、入院などに従事する医療従事者や、窓口業務などで新型コロナウイルス等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型コロナウイルス等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）をいいます。

問2. 病院の管理部門で勤務する事務職員は、新型コロナウイルス等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

(答) 事務職員については、新型コロナウイルス等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な者（多数の新型コロナウイルス等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）が登録の対象となります。新型コロナウイルス等医療を提供する業務に直接関与しない管理部門の事務職員は、登録の対象ではありません。

問3. 病院給食を担当する職員も新型コロナウイルス等医療の提供に従事する者として登録の対象となりますか。

(答) 新型コロナウイルス等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要な者（多数の新型コロナウイルス等患者に接する可能性がある職員など。）であれば、登録の対象となります。

問4. 眼科や皮膚科等、普段インフルエンザの診断、治療等の医療に従事しない診療科に属する職員は、登録の対象となりますか。

(答) 普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型コロナウイルス等発生時に、新型コロナウイルス等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は対象となります。

問5. 新型コロナウイルス等の患者が緑内障発作等の緊急疾患を併発した際に提供する医療は、新型コロナウイルス等医療に該当しますか。

**記載例**

(申請年月日) 令和2年12月20日

特定接種登録申請書

申請者 厚生労働大臣 殿  
(事業所の所在地の郵便局宛)

申請者 山田太郎  
事業所名 医療法人厚生会  
代表者の氏名 山田太郎  
所在地 東京都中央区  
電話番号 03-1111-2222  
FAX番号 03-1111-2223  
E-mail アドレス kourei@kousei.or.jp

申請年月日と和暦で記載してください。  
法人名を記載してください。  
郵便番号をリストから選択してください。  
市町村以下を記載してください。  
電話番号、FAX番号は半角及びハイフンで記入ください。また、市外局番から記載してください。  
E-mailは半角英数字で記載してください。

法人化していない個人事業主の場合、事業所名を同一とします。  
郵便番号をリストから選択してください。  
市町村以下を記載してください。  
電話番号、FAX番号は半角及びハイフンで記入ください。また、市外局番から記載してください。  
E-mailは半角英数字で記載してください。  
フルダウ形式です。  
リストから選択してください。  
自動計算されますので、ここには何も入力しないでください。  
事業所で接種を実施するため、記載していません。

①時間	施設区分	②診療所(診療科を略す)	③診療所が所属する都道府県は診療科を記載したもののみ記入
ありのみ	インフルエンザ予防接種所		
事業所名	科番号 222-3239	川崎市川崎区1丁目2番3号 新型ビル3階	
所在地	神奈川県		
電話番号	042-1111-1111	FAX番号 042-1111-1112	
E-mail アドレス	inbu@inbu.co.jp		
事業の種類	①新型インフルエンザ等医療提供を行う事業		
はじめて事業所の設置する数(A)	7	うち旧事業所の従業者数(B)	5
		かつ新規事業所の従業者数(C)	2

接種実施医療機関 ※申請事業所が旧事業所で接種を実施する場合は記載不要

ありのみ	医療機関名	所在地	電話番号	E-mail アドレス

れるため、新型コロナウイルス等に対応する歯科医療として、歯科医師がこれを実施します。該当病院に歯科医師が勤務していない場合は、病院と連携している歯科診療所の歯科医師が登録の対象者となります。

なお、新型コロナウイルス等に罹患している患者に、上記の新型コロナウイルス等医療以外の医療（例えば、う歯の治療等）のみを提供する者については、登録対象とはなりません。

問10. 歯科診療所の歯科医師に随行して病院で専門的な口腔ケア等の新型コロナウイルス医療を提供する歯科衛生士等も登録対象となりますか。

(答) 新型コロナウイルス等医療として実施される専門的な口腔ケア等に対して、歯科医師が歯科衛生士等の補助が必要な場合は、歯科診療所の歯科衛生士等も登録対象となります。

**薬局**

問11. 薬局における新型コロナウイルス等医療の具体的な内容を教えてください。

(答) 処方箋に基づく新型コロナウイルス等患者に対する医薬品の調剤業務等をいいます。

問12. いわゆる「ドラッグストア」や「薬店」の従業者は、今回の登録の対象となりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型コロナウイルス等の発生時に調剤業務を行う薬局としており、調剤業務を行っていないドラッグストアや薬店はその対象にはなりません。

問13. 薬局において新型コロナウイルス等患者に鎮咳薬等の一般用医薬品を販売する者も新型コロナウイルス等医療の提供に従事する者として対象になりますか。

(答) 今回の登録の対象は、新型コロナウイルス等の発生時に調剤業務を行う薬局としています。ドラッグストアや薬店などで販売されている一般用医薬品の提供は、新型コロナウイルス等に対する医療の提供（調剤業務等）に当たらないため、一般用医薬品や日用品などの提供のみを担当し、処方箋に基づく新型コロナウイルス等に対する医薬品の調剤業務等を担当しない職員は、今回の登録の対象となります。

問14. 薬局の事務職員も登録対象となりますか。

(答) 新型コロナウイルス等医療を行う病院や診療所において、新型コロナウイルス等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型コロナウイルス等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）については、

(答) 新型コロナウイルス等医療とは、新型コロナウイルス等の診断、治療等を行うものであり、新型コロナウイルス等の患者が合併した疾患に対する医療は、新型コロナウイルス等医療には該当しません。ただし、普段はインフルエンザの診断、治療等の医療の提供に従事しない職員でも、新型コロナウイルス等発生時に、新型コロナウイルス等の診断、治療等の医療の提供に従事する者は登録対象となります。

問6. 普段はインフルエンザの医療提供を行わない医療機関でも、発生時に新型コロナウイルス等医療を行う場合は、登録の対象となりますか。

(答) 登録事業者となった場合には、新型コロナウイルス等の発生時においても当該業務を継続的に実施する努力義務が課され、また、新型コロナウイルス患者の受け入れ可能な医療機関として位置づけられるとともに、新型コロナウイルス等医療を行う医療機関である旨が公表されることとなります。その点をご了承いただいた上で、申請をお願いいたします。この場合は、新型コロナウイルス等発生時に新型コロナウイルス等の医療の提供を行う医療機関として、登録対象となります。

なお、上記の点にご了承いただけない場合は、登録対象外になります。

問7. 新型コロナウイルス等の予防接種（特定接種や住民接種）のみを行う医療機関は、新型コロナウイルス等医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 予防接種のみを行う医療機関は、新型コロナウイルス等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。新型コロナウイルス等医療提供とは、具体的には、新型コロナウイルス等の診察、検査、検査、入院などの提供を言います。

問8. 薬局等と覚書を交わす接種実施医療機関は、特定接種の医療機関である必要はありませんか。

(答) 接種実施医療機関は、特定接種の登録医療機関である必要はありません。また問7でお示ししたとおり、予防接種のみを行う医療機関は、新型コロナウイルス等医療提供を行う事業として登録の対象になりません。

**歯科診療所**

問9. 歯科診療所において新型コロナウイルス等の診断、治療等の医療の提供を行うものとして登録対象となる具体的な業務内容を教えてください。歯科診療所で勤務する歯科医師も登録対象となりますか。

(答) 新型コロナウイルス等の患者が多数発生し、人工呼吸器を装着する患者が増加した場合等に、誤嚥性肺炎予防の観点から、平時以上に専門的な口腔ケア（集中治療室等における人工呼吸器を装着している患者に対する処置）を実施していくことが求めら



登録の対象とされています。  
業局についても、処方箋に基づく新型インフルエンザ等に対する医薬品の調剤業務等に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は登録対象となります。

#### 訪問看護ステーション

問15. 訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等医療の具体的な内容を教えてください。

(答) 新型インフルエンザ等により患した、またはり患していると疑う者に対して、居宅等において、看護師等が医師の指示の下で必要な診療の補助又は療養上の世話を行うことをいいます。

問16. 訪問看護ステーションに従事する看護補助者、事務職員も登録対象となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠であれば登録の対象となります。例えば、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で訪問看護を行うことが困難な場合が想定されます。

問17. 指定訪問看護ステーションではない定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サビスの訪問看護従事者も登録対象となりますか。

(答) 定期巡回・随時対応訪問介護看護や複合型サビスの従事者についても、訪問看護として新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者及び新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である者（多数の新型インフルエンザ等患者に接する可能性がある窓口事務職員など。）は、今回の登録の対象となります。

なお、上記以外の従事者は指定地域密着型サビス事業として、国民生活・国民経済安定分野のうち、介護・福祉型（類型B-1）に分類されます。

#### 助産所

問18. 助産所は登録対象となりますか。

(答) 重大緊急医療提供を行う事業として分娩を取り扱う助産所は登録対象となります。なお、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

問19. 分娩を取り扱わない助産所は登録対象となりますか。

(答) 対象となりません。ただし、問18において示したとおり、分娩を取り扱う助産所は重大緊急医療提供を行う事業に該当し、当該助産所において、対象業務に従事する有資格者が登録対象となります。

#### 重大緊急医療

問20. 重大緊急医療提供に係る登録対象者は、具体的にはどのような者を指しますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類」の細目に記載の医療機関等において、当該対象業務に従事する有資格者が対象となります。

問21. 眼科、皮膚科、精神科など単科の医療機関であっても、重大緊急医療提供を行う事業として登録の対象となりますか。

(答) 登録基準告示において示した「重大緊急医療提供を行う事業」の項の「事業の種類」の細目に記載の医療機関に該当すれば、重大緊急医療提供事業として登録の対象となります。

#### 常勤換算

問22. 週3日勤務などパートタイムの職員は、登録対象者となりますか。

(答) 新型インフルエンザ等医療又は重大緊急医療の対象業務に従事する者であれば、登録対象となります。ただし、「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」に基づき、常勤換算する必要があります。

問23. 具体的に、パートタイムの職員は、どのように常勤換算すれば良いですか。

(答) パートタイム職員Aさんの登録対象業務に従事する1週間当たりの延べ勤務時間を勤務する病院における常勤者の1週間当たり勤務時間（所定勤務時間）で除した数字に1人を掛けた人数が常勤換算した従業者数となります。ただし、事業所単位で登録対象業務ごとに小数点以下を切り上げます。

例えば、所定勤務時間が週40時間の病院において、週3日、午前中（8時から12時までの4時間と仮定）だけ勤務するAさんについて常勤換算した従業者数は、 $4 \text{ 時間} / \text{日} \times 3 \text{ 日} \div 40 \text{ 時間} \times 1 \text{ 人} = 0.3 \text{ 人}$ となります。

② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項においては、厚生労働大臣は登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、都道府県知事や市町村長に必要な協力を求めることができることとされていること

③ ワクチンの供給については、都道府県が担う役割であり、都道府県は、登録対象となる医療関係者を把握しておくことが重要であることと踏まえたものです。

また、今後、医師会や病院団体等の関係団体の全国組織が傘下の医療機関等に対して医療関係者の登録に関する説明会を開催する予定と聞いており、その場合には、厚生労働省からも積極的に出向き、このような関係団体ルートを通じても本件の周知を行っていききたいと考えています。

今回の医療関係者の登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力が不可欠であり、是非ともご協力いただきたいと考えています。

問28. 登録申請書を紙で受け付けた場合、その内容をエクセルシートへ転記することとされていきますが、これは、各保健所が紙ベースで都道府県に提出し、都道府県が一括して転記するのですか。

(答) 登録申請書の受付、確認、転記などは、原則として、各保健所で行っていただき、都道府県はそれをとりまとめ、厚生労働省に提出していただきたいと考えています。

問29. 登録申請書提出の締め切りを過ぎた場合は、受け付けてもありませんか。

(答) 医療関係者の登録申請については、3月末を一旦の期限とすることとしています。この期限に間に合わなかった場合は、平成26年度中にWebを利用した登録が開始される予定なので、このシステムを利用して登録申請することができます。都道府県は、3月末以降Webシステム稼働までは、登録申請や修正を受け付ける必要はありません。なお、都道府県がとりまとめに当たり支障が生じ、特段の配慮が必要となる場合には、厚生労働省にご相談ください。

問30. 提出期限の平成26年3月20日とは、医療機関等から都道府県への申請期限なので、厚生労働省への提出期限なのですか。

(答) 厚生労働省への提出期限です。

問31. E-mailアドレスの登録は必須ですか。E-mailアドレスを持たない診療所等は、登録できないと考えてよいですか。

(答) 特定接種の発生時や登録更新時の連絡などに使用するため、E-mailアドレスの登録は必須です。なお、記載の手引きに記載のとおり、緊急時に連絡が取ることが可能であれば、代表者の携帯電話のE-mailアドレスなどでも差し支えありません。

問24. 複数の事業所（医療機関）で勤務している職員は、どのように登録すれば良いですか。複数の事業所（医療機関）において常勤換算し、それぞれ登録すれば良いですか。

(答) 特定接種の登録申請にあたっては、個人名を記載するのではなく、医療機関ごとに登録対象業務に従事する従業者数を記載していただくこととしています。

複数の医療機関で勤務している職員であって、それぞれの医療機関で当該職員が登録対象業務に従事する者として計上される場合は、それぞれの医療機関で当該職員の登録対象業務に係る部分を常勤換算して登録してください。

例えば、A病院において週2日、B病院において週3日登録対象業務に従事する職員は、A病院において常勤換算した2日÷5日×1人=0.4人として登録し、B病院においても常勤換算した3日÷5日×1人=0.6人としてそれぞれ登録してください。

#### その他

問25. 外部事業者も登録対象となりますか。

(答) 登録事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、その事業継続に必要不可欠であれば、登録対象となります。

問26. 指定公共機関、指定地方公共機関等の団体は登録対象となりますか。

(答) 登録の対象となるかどうかは、指定公共機関又は指定地方公共機関であるかを問わず、登録基準告示において示した事業に該当するかどうかによって決まるものです。

#### 登録の事務

問27. 特定接種については国が実施主体であるが、なぜ医療関係者の登録について、都道府県等が登録の事務において協力する必要があるのですか。

(答) 今回の医療関係者の登録は、政府行動計画における特定接種の接種順位の基本的考え方を踏まえ、新型インフルエンザ医療等や、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供に従事する医療関係者から登録を開始しようとするものです。

この登録については、都道府県及び保健所設置市の皆様のご協力をお願いしていますが、これは、

- ① 医療関係者への特定接種により、新型インフルエンザ等発生時における各地域の医療体制の維持に資することが期待されるものであり、日頃から、地域の医療機関等の指導を行っている保健所が最も医療機関の状況を把握していると考えられること

で確認していただきたいと考えています。

問37. 登録申請しても、登録されない場合もあり得ると考えますが、その理由は厚生労働省から回答されますか。

(答) 登録しない場合には、登録手続告示第5条第2項においてお示ししたとおり、厚生労働省から当該事業者に対し、理由を付してその旨を通知することとなります。

問38. 登録申請に関する情報提供は、厚生労働省のホームページなどでもされますか。

(答) 登録申請書であるエクセルシート、記載の手引き、Q&A等を厚生労働省のホームページに掲載します。

また、可能な限り、各都道府県等においても、それぞれのホームページから登録申請書のダウンロードや参考資料の閲覧等をできるようにしていただきたいと考えています。

#### 業務継続計画（診療継続計画）

問39. 業務継続計画を作成するのに時間がかかります。作成予定として登録することは、できますか。

(答) 医療機関については、行動計画においても業務継続計画（診療継続計画）を作成することとされています。また、業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならないとされています。業務継続計画の作成に時間がかかるという点については、まずは、業務継続計画の初版を作成して、登録後に各機関で順次改定させていくという考えから、今般の申請に当たっては、初版に当たたるものを作成し、登録していただきたいと考えています。登録要領に、業務継続計画に記載すべき事項をお示ししています。

問40. 業務継続計画を提出する必要はありませんか。

(答) 業務継続計画は、登録申請時に作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けることになっており、提出する必要はありません。ただし、登録手続告示第3条第4項にお示したとおり、必要に応じて提出を求めることがあります。

問41. 業務継続計画を作成していないことを都道府県等が知った場合、厚生労働省へ報告する必要はありませんか。

(答) 登録手続告示第5条第1項又は第8条第1号の規定に該当するため、業務継続計画を作成していないことが判明した場合は厚生労働省へ報告していただきたいと考えて

問32. 申請書の内容に疑義が生じた場合、都道府県経由で照会すると登録要領に記載があります。その際の必要な指示等は厚生労働省から示されますか。

(答) 都道府県における確認の時点で疑義が生じた場合には、適宜照会していただいております。また、厚生労働省における確認の時点で疑義が生じ、都道府県に照会をお願いする場合には、疑義が生じた理由をお示ししつつ、例えば登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠をご確認いただきたいなどといったお願い等を行う予定です。

問33. 登録申請書とともに登録者名簿や総従業者数などの資料を提出してもらえないですか。

(答) 登録要領に記載のとおり、登録者名簿や従業者数の提出を、求めるものではありませんが、登録申請内容に疑義がある場合には、登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととしています。

問34. 新型インフルエンザ等の医療の提供を行う歯科診療所の歯科医師等の登録申請はどのように行うのですか。

(答) 都道府県においては、各都道府県歯科医師会に周知をし、登録申請のとりまとめを行ってください。おおもね各都市区歯科医師会あたり1歯科診療所を推薦していただき、各都道府県歯科医師会で取りまとめ、都道府県に登録申請をしていただきたいと考えています。

問35. 各都市区歯科医師会あたり1歯科診療所の推薦とあるが、病院と連携して新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所が地域に複数あった場合の取扱いはどうなりますか。

(答) 各都市区歯科医師会あたり1歯科診療所を原則としていますが、箇所数については、新型インフルエンザ等医療を提供する病院との医科歯科連携の実態、地理的な事情、人口規模等を考慮して決定していただきたいと考えています。

問36. 訪問看護ステーションについて、登録申請の内容の確認はどの部署がすればよいですか。

(答) 訪問看護ステーションは、介護保険法（平成9年法第123号）に基づき、都道府県知事（事業所の所在地が指定都市・中核市である場合は指定都市・中核市長）が指定を行っています。

このため、保健所が訪問看護ステーションに係る情報を把握していない場合は、介護保険法に基づく指定事務を担当している介護保険主管部局と協力して、都道府県内

対象、接種総数、接種順位については、新型コロナウイルス等発生後に政府対策本部において判断され、基本的対処方針によって決定されます。届けられるワクチンの数量は、この決定に応じたものとなります。そのため、予め厚生労働大臣に登録された接種対象者の数だけ届け届くとは限りません。

問 48. 特定接種の実施の際には、登録事業所の接種実施医療機関に対して、10ml パイアルのワクチンが供給されるのですか。

(答) 供給パイアルサイズについては、10ml 等のパイアルで供給することを想定しています。

なお、集団的接種が不可能又は不適切である接種対象者、各会場における端数の人  
数及び小規模な医療機関の医療従事者への接種等に対応するため、一定程度は1ml 等  
の小さなパイアルを確保することを想定しています。

問 49. 新型コロナウイルス等対策ガイドラインにおいて「100人以上を単位として接種体制を構築する」とあるが、個々の事業所が、100人以上の体制を構築する必要がある  
ますか。

(答) 今回の医療関係者の登録については、接種体制が構築されていれば、一つの事業所  
からの登録対象者が100人以下であっても、登録の対象となります。

います。また、その場合、登録手続告示第9条第4項の規定にあるとおり、登録が消  
除されることがあります。

#### 登録業務に係る補助金

問 42. 特定接種の登録業務にかかる補助金については、なぜ補助率1/2なのですか。

(答) 特定接種の登録については、地域の医療体制や社会機能の維持・確保のために実施  
されるものであるため、国と地方公共団体が共同して実施する事務であり、円滑な運  
営を期するために、その登録業務に係る費用負担については補助率1/2として協力し  
ていただくこととしています。

問 43. 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県とされているが、保健所を設置して  
いる政令市や特別区に対する補助金の交付はありますか。また、補助金の交付が無  
い場合における政令市、特別区の事務負担の財政措置のスキームはどのようなになり  
ますか。

(答) 登録事務に係る補助金の補助対象者は都道府県であるため、政令市、特別区に対す  
る国からの直接補助はありません。そのため、政令市、特別区におかれましては、都  
道府県と連携を図りながら、都道府県からの事務委託等として協力要請があれば必要  
に応じてご協力いただきたいと思います。

問 44. 平成25年度の補助金交付のスケジュールを教えてください。

(答) 平成25年12月中旬に厚生労働省が各都道府県から要望額を聞き取り、これらを取り  
まとめ、平成26年1月以降に交付申請の受理及び交付決定を行う予定です。

問 45. 平成26年度以降における登録や修正等の事務に係る補助金の交付はありますか。

(答) 平成26年度以降についても、平成25年度と同様の補助事業を行う予定です。

問 46. 郵送料も補助金の対象となりますか。

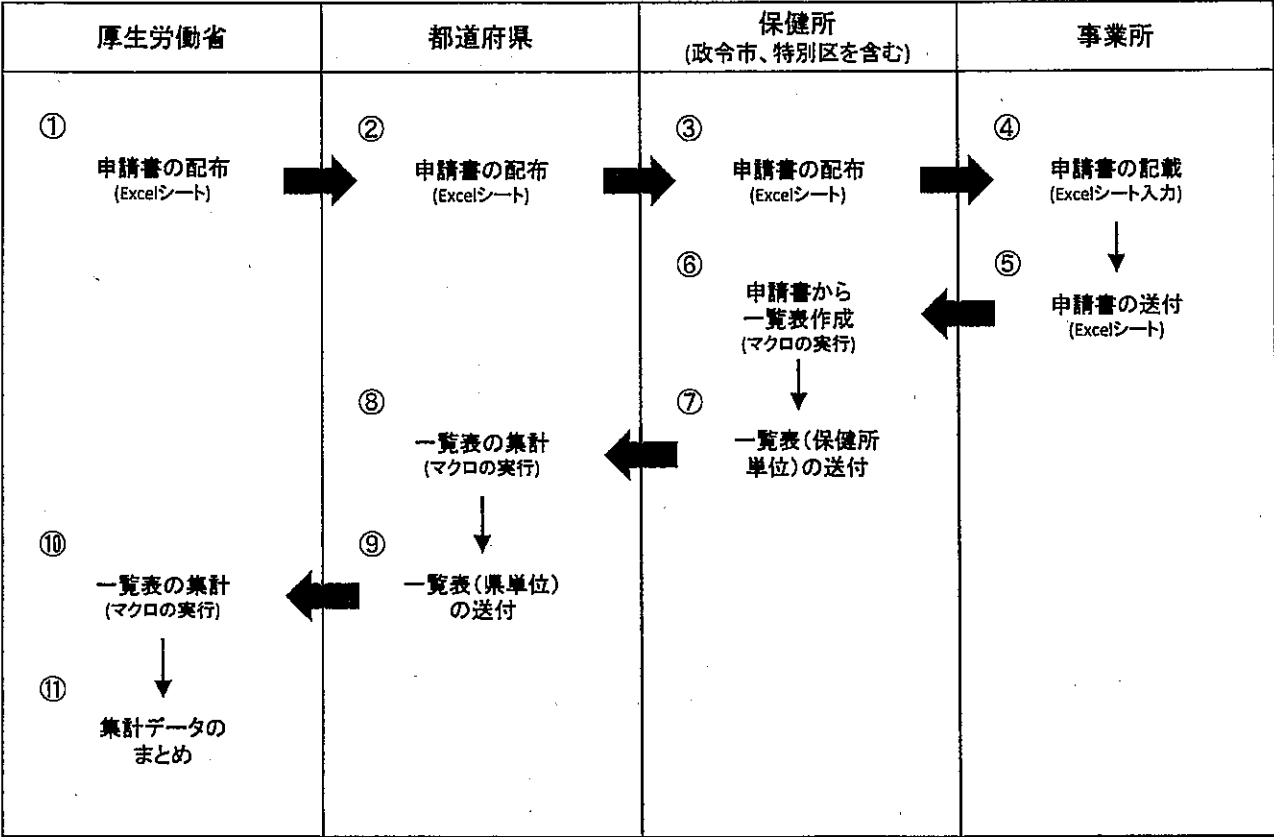
(答) 郵送料を含めた役務費を対象経費とする予定です。

#### 接種体制

問 47. 訪問看護ステーション、薬局、歯科診療所にワクチンが届くのでしょうか。

(答) 事前に登録された接種実施医療機関にワクチンは届けられます。実際の特定接種の

登録申請の基本的な流れ(イメージ)



「申請書から一覧表作成」の手順について①  
(保健所での作業を想定し記載しています)

① EXCELマクロ実行の準備(1)

◆ 任意の場所にフォルダを作成します。  
フォルダ名は、「申請書から一覧表」としてください。  
例) ライブラリ\ドキュメント\特定接種\申請書\申請書から一覧表

◆ 事業所から受領した申請書は、「申請書から一覧表」フォルダに格納してください。

◆ 「申請書から一覧表」フォルダと同じ階層に、マクロ実行用のExcelファイル(ファイル名「〇〇市」)を格納してください。

## 「申請書から一覧表作成」の手順について②

### ② EXCELマクロ実行の準備(2)

◆ マクロ実行用のExcelファイル「〇〇市」の名前を変更します。  
管理しやすい名前(保健所単位等)としてください。  
例) 〇〇市〇〇保健所 に変更。

The screenshot shows a document library interface. The file '申請書から一覧表' is selected. A callout box points to it, indicating that its name should be changed to a more manageable name like '〇〇市〇〇保健所'.

3

## 「申請書から一覧表作成」の手順について③

### ③ EXCELマクロの実行(1)

◆ マクロ実行用のExcelファイル「〇〇市〇〇保健所」をダブルクリックすることにより、下記のようにExcelシートが表示されます。「集計」シートを選んでください。

The screenshot shows the Excel spreadsheet interface. The '集計' (Summary) sheet is selected and highlighted. A callout box points to it, indicating that this sheet should be chosen for macro execution.

「申請書から一覧表作成」の手順について④

④ EXCELマクロの実行(2)

◆「表示」タグをクリックすることにより、「マクロ」ボタンが表示されます。  
(「表示」以外のタグ等に「マクロ」ボタンが存在することもあります。)

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名	ふりがな	代表者の氏名	ふりがな	郵便番号	所在地 郵便所構	所在地 市町村以下	電話番号
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										

5

「申請書から一覧表作成」の手順について⑤

⑤ EXCELマクロの実行(3)

◆「マクロ」ボタンをダブルクリックすることにより、マクロ実行の画面が表示されます。

No.	ファイル名	申請年月日	事業者名	ふりがな	代表者の氏名	ふりがな	郵便番号	所在地 郵便所構	所在地 市町村以下	電話番号
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										

マクロ

マクロ名(列):

マクロの保存先(A): 開いているすべてのブック

説明

実行(E)    ストップ(S)    編集(E)    削除(D)    オプション(O)...

キャンセル

6

## 「申請書から一覧表作成」の手順について⑥

### ⑥ Excelマクロの実行(4)

◆ マクロ実行画面の「データ一覧作成」を選択し、「実行」ボタンをクリックします。

◆ 「申請書から一覧表」フォルダ内に格納されている全ての申請書から「〇〇市〇〇保健所」の集計シートに一覧表が作成されます。

7

## 「申請書から一覧表作成」の手順について⑦

### ⑦ Excelマクロの実行(5)

◆ 処理が完了すると下記メッセージが表示されます。  
「OK」ボタンをクリックすることにより、集計シートに戻ります。

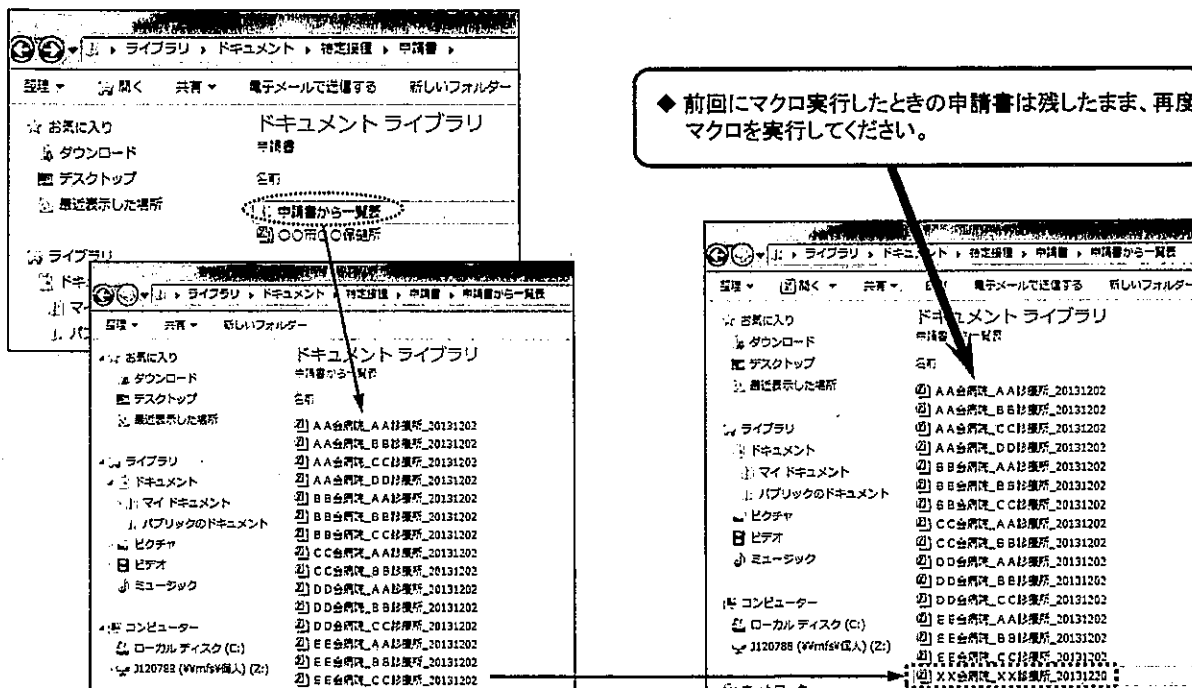
No.	ファイル名	申請年月日	事業者名	ふりがな	代表者の氏名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス	施設区分	診療区分	事業所名	ふりがな
1	AA会病院AA診療所_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院	AA041ひょういん	三浦太郎		横浜市〇〇区〇〇	045-1111-1111	045-1111-1112	tmitubasho@akai.co.jp	〇長門	〇診療所(歯科を除く)	AA診療所	AAUひょういん
2	AA会病院BB診療所_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院	AA041ひょういん	三浦太郎		横浜市〇〇区〇〇	045-1111-1111	045-1111-1112	tmitubasho@akai.co.jp	〇長門	〇診療所(歯科を除く)	BB診療所	BBLひょういん
3	AA会病院CC診療所_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院	AA041ひょういん	三浦太郎	230-1111	神奈川県	045-1111-1111	045-1111-1112	tmitubasho@akai.co.jp	〇長門	〇診療所(歯科を除く)	CC診療所	COLひょういん
4	AA会病院DD診療所_20131202.xlsx	平成25年12月2日	AA会病院	AA041ひょういん	三浦太郎	230-1111	神奈川県	045-1111-1111	045-1111-1112	tmitubasho@akai.co.jp	〇長門	〇診療所(歯科を除く)	DD診療所	DDLひょういん



(参考)一覧表作成後に申請書を追加する場合について

マクロ実行により作成される一覧表は、上書き作成されます。

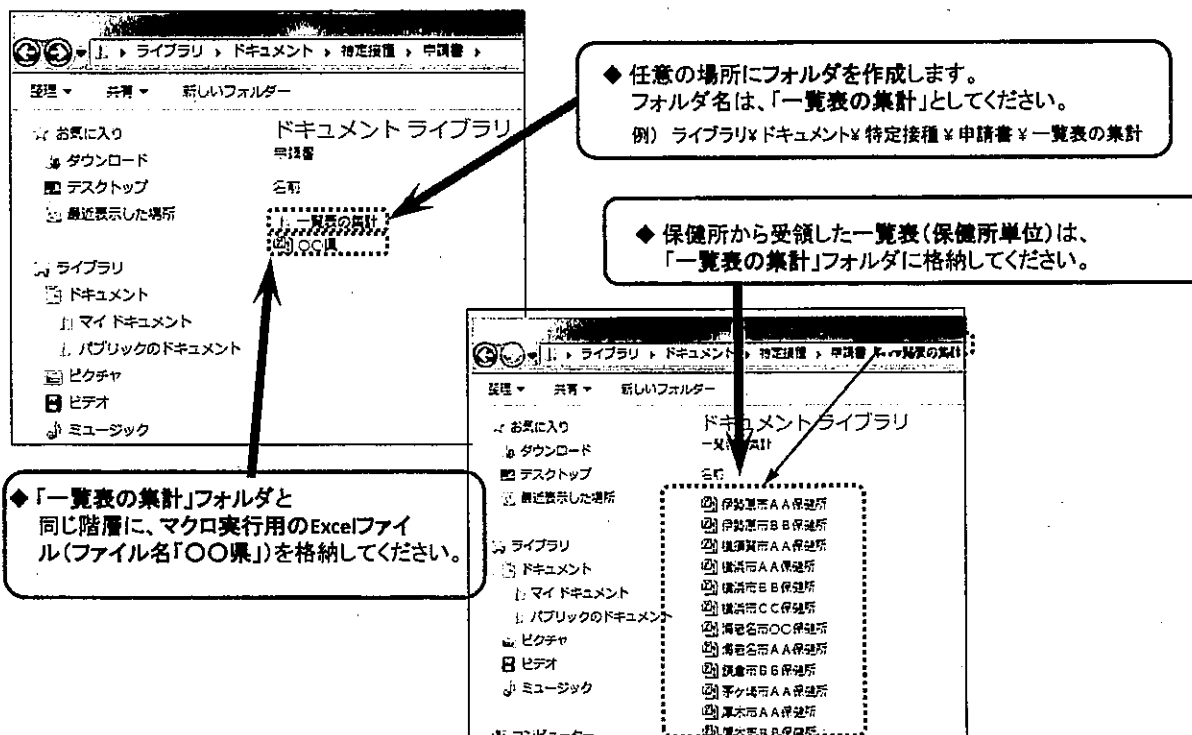
事業所からの申請書を既に作成した一覧表(保健所単位)に追加する場合は、「申請書から一覧表」フォルダに追加で申請書を格納し、「申請書から一覧表作成」の手順についての③～⑦の作業を行ってください。



「一覧表の集計」について①

(都道府県での作業を想定し記載しています)

① EXCELマクロ実行の準備(1)



## 「一覧表の集計」について②

### ② EXCELマクロ実行の準備(2)

◆ マクロ実行用のExcelファイル「〇〇県」の名前を変更します。  
自身の県の名前としてください。  
例) 神奈川県 に変更。

The screenshot shows a document library interface with a list of files. The file '〇〇県' is selected, and a callout box explains that its name should be changed to the user's own prefecture name, such as '神奈川県' (Kanagawa Prefecture).

11

## 「一覧表の集計」について③

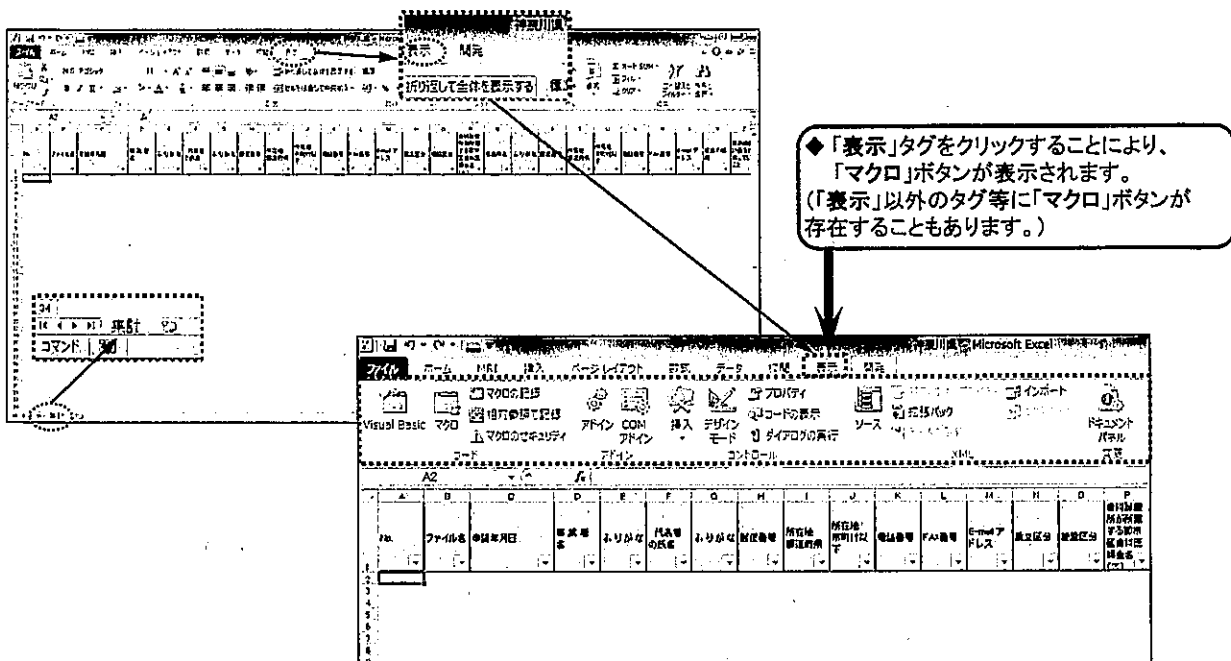
### ③ EXCELマクロの実行(1)

◆ マクロ実行用のExcelファイル「神奈川県」をダブルクリックすることにより、下記のようにExcelシートが表示されます。

The screenshot shows the document library with '神奈川県' selected. An arrow points to the file, and a callout box explains that double-clicking this file will execute the macro and display an Excel spreadsheet. Below the library, a portion of the Excel spreadsheet is visible, showing a grid of data.

## 「一覧表の集計」について④

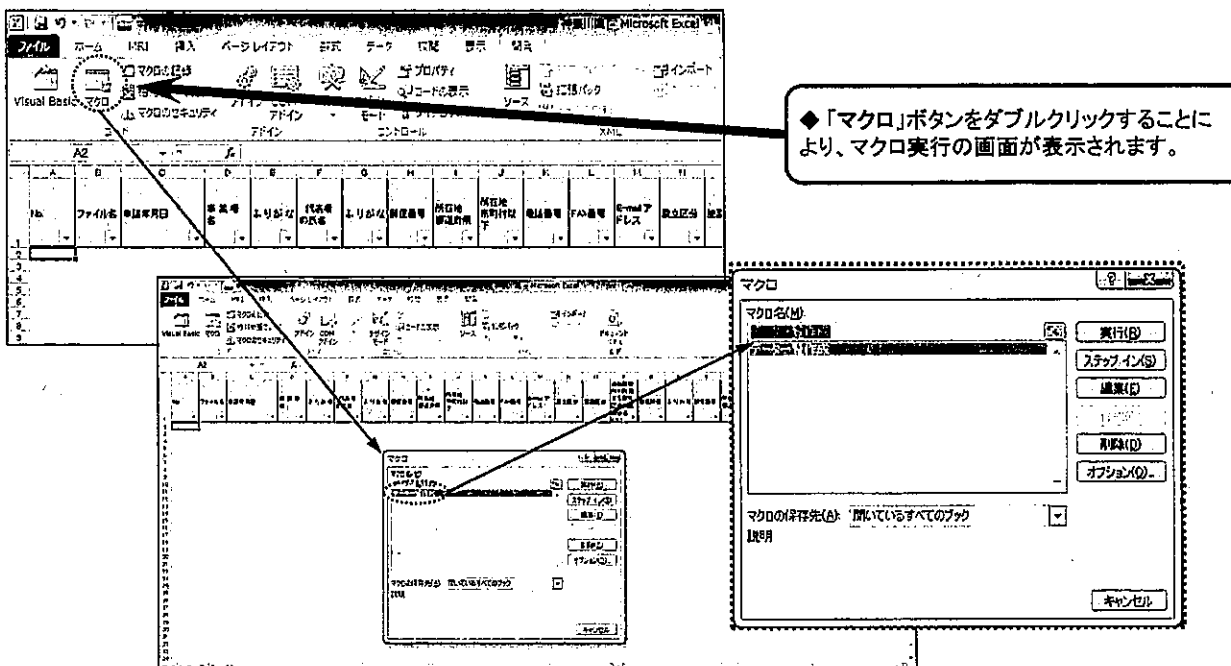
### ④ EXCELマクロの実行(2)



13

## 「一覧表の集計」について⑤

### ⑤ EXCELマクロの実行(3)



## 「一覧表の集計」について⑥

### ⑥ Excelマクロの実行(4)

マクロ実行画面の「データ一覧作成」を選択し、「実行」ボタンをクリックします。

「一覧表の集計」フォルダ内に格納されている全ての一覧表(保健所単位)が集計され、「神奈川県」の集計シートで一覧表(県単位)が作成されます。

マクロ実行画面の「データ一覧作成」を選択し、「実行」ボタンをクリックします。

15

## 「一覧表の集計」について⑦

### ⑦ Excelマクロの実行(5)

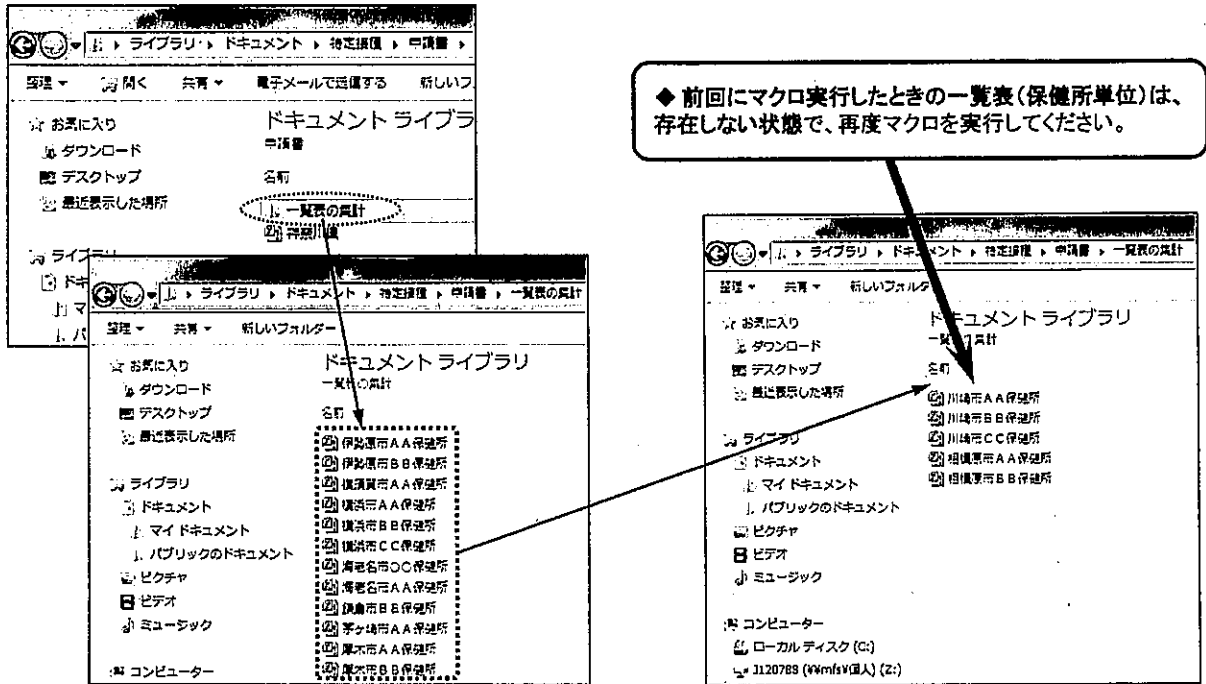
◆ 処理が完了すると下記メッセージが表示されます。  
「OK」ボタンをクリックすることにより、集計シートに戻ります。

処理が完了しました。

OK

(参考)一覧表(県単位)作成後に一覧表(保健所単位)を追加する場合について

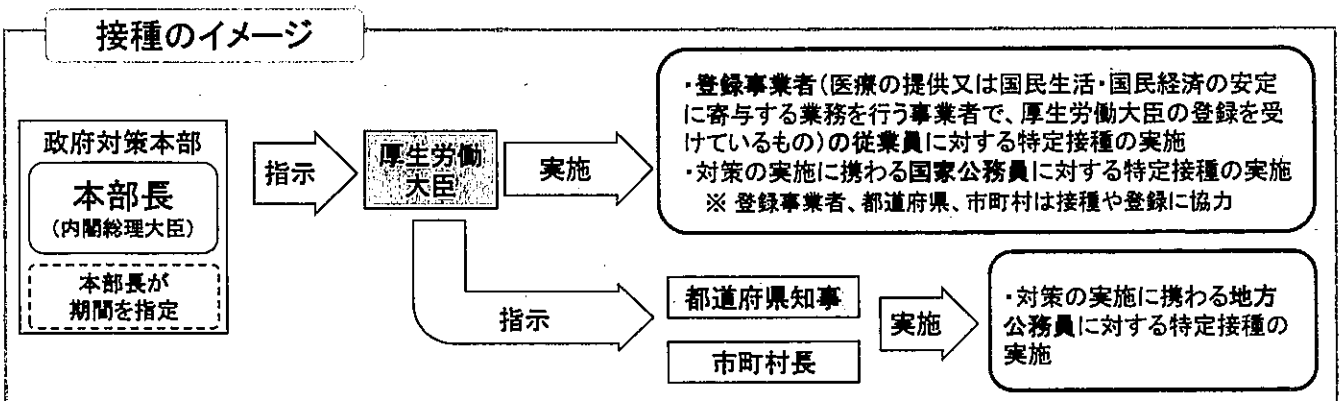
マクロ実行により作成される一覧表(県単位)は、追加作成されます。  
 一覧表(保健所単位)を既に集計した一覧表(県単位)に追加する場合は、既に一覧表(県単位)に集計済みの一覧表(保健所単位)のエクセルファイルは全て任意の別のフォルダに移し、追加分の一覧表(保健所単位)のエクセルファイルのみ「一覧表の集計」フォルダに格納し、「一覧表の集計」についての③～⑦の作業を行ってください。



特定接種について

(参考)

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種



根拠等

○ 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位的基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

○ 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)

○ 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

## 特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		事業の種類	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大緊急医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
その他の登録事業者		飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

(注)

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

2

## 特定接種に関する医療関係者の登録について

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※1を登録することが想定されている。

○ このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※2を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者※3について、年内に登録を開始する。

※1 100万を超える事業所が対象となるものと想定。

※2 ①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。

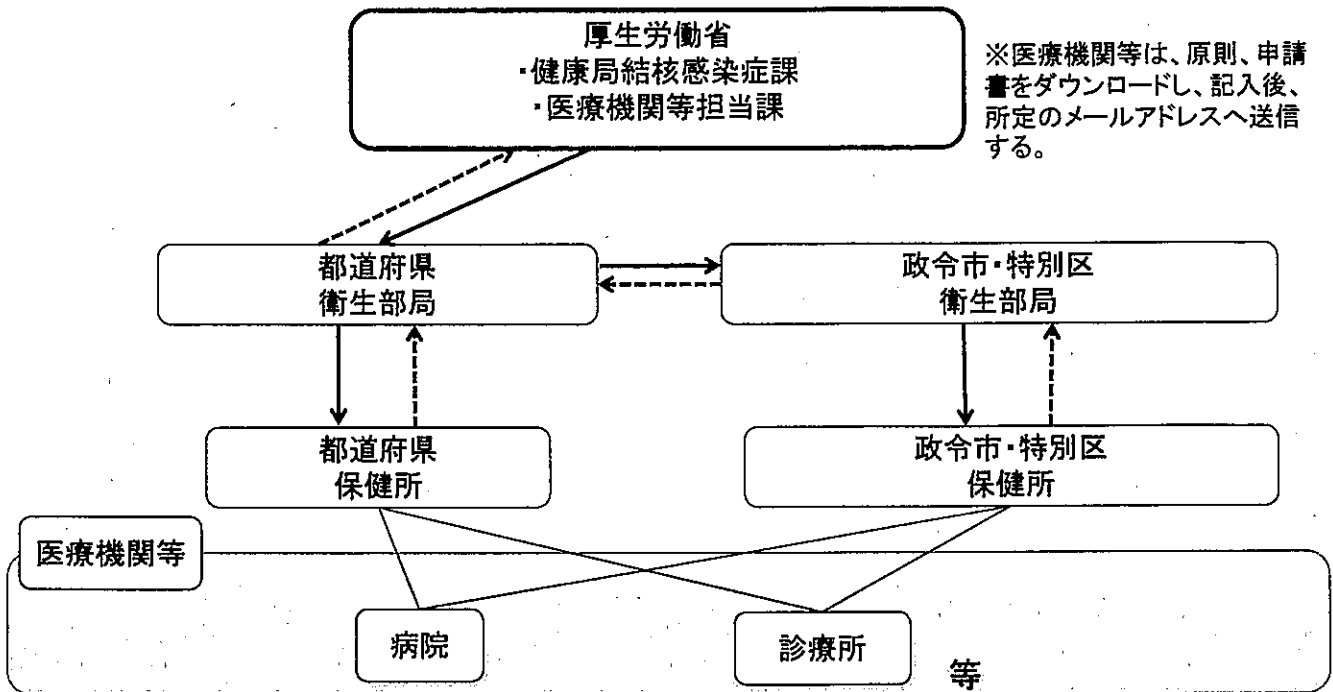
※3 新型インフルエンザ等医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う医療機関等を対象とする(美容外科等の保険診療を行わない病院・診療所は除く)。

○ 登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後、本システムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の事業者についても登録を行う。

# 医療関係者の申請のイメージ

→ 登録依頼

-----> 登録申請



※医療機関等は、原則、申請書をダウンロードし、記入後、所定のメールアドレスへ送信する。

※自治体の事情により、申請書の送付方法についてはこの限りではない。

4

# 医療関係者の登録申請スケジュール

平成25年12月10日

特定接種の登録に係る告示及び  
特定接種(医療分野)の登録要領の発出

都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知

医療機関等から都道府県等への登録申請

平成26年3月20日

都道府県から厚生労働省への登録申請

平成26年度中

国民生活・国民経済安定分野について、Webシステムによる登録の開始

